

特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラムに関するワーキンググループ
の公開について（案）

令和 3 年 月 日
特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラム
に関するワーキンググループ

特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラムに関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の公開については、以下のとおりとする。

（ワーキンググループの公開）

第 1 条 ワーキンググループは、原則公開して行う。ただし、個人情報を含む事項を扱う場合その他正当な理由により非公開とすることが適当と認める場合は、ワーキンググループの合意を得て非公開とすることができる。

（ワーキンググループの傍聴）

第 2 条 ワーキンググループを傍聴しようとする者は、あらかじめ、事務局の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、ワーキンググループを傍聴することができる者は、原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数とする。

2 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、事務局が、ワーキンググループの合意を得て、登録傍聴人がワーキンググループを撮影し、録画し、又は録音することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合を除き、ワーキンググループを撮影し、録画し、又は録音することができる。

3 登録傍聴人は、前項に規定する行為を行う場合には、事務局の指示に従うこととし、ワーキンググループの円滑な進行を妨げる行為をしてはならない。

4 前項に規定する行為を行う者に対しては、事務局は、ワーキンググループの合意を得て退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（ワーキンググループ資料の公開）

第 3 条 ワーキンググループにおいて配付した資料は、公開するものとする。ただし、個人情報を含む事項を含む場合その他正当な理由により非公開とすることが適当と認める場合は、事務局は、ワーキンググループの合意を得て資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事要旨の公開)

第4条 事務局は、ワーキンググループの議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合には、事務局は、ワーキンググループの合意を得て当該議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、ワーキンググループの議事の手続その他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、事務局がワーキンググループに諮って定める。

附則

この規則は、ワーキンググループの決定の日から施行する。